

第46回 岡山支部評議会 議事概要

開催日時：平成27年12月18日（金）14：00～15：30

開催場所：第一セントラルビル5階D会議室

出席評議員：浜田評議員（議長）・西尾評議員・岡山評議員・金谷評議員・武田評議員・
本後評議員・岡本評議員・北野評議員

議題（1）平成28年度事業計画の素案について

事務局から、平成28年度事業計画における重点事項を資料に沿って説明。

【主なご意見】

《学識経験者》

資格喪失後受診の件数はどの程度発生しているのか。

（事務局）

支払基金での一次審査で資格が無いことが判明するものが、月800件程度である。その後、協会けんぽで全件資格点検を実施した上で、医療機関へ資格照会を実施する件数は月1,800件程度にのぼる。喪失後受診が生じる理由は、退職した時にその月の月末まで使える、あるいは退職日の翌日まで使える、と加入者が誤解している場合があり、より周知が必要と感じる。

《学識経験者》

喪失後受診の返納金債権は加入者に請求するのか。加入者の新しい保険者に請求することはできないのか。

（事務局）

加入者に対して請求することになる。保険者としては、速やかに納付いただけない加入者の対応に苦慮しているところである。ただし、本人の同意の上で、債権の保険者間調整により精算する方法もあり、今年度はその方法を積極的に推し進めているところである。

《被保険者代表》

医療機関における資格確認業務はいつから実施になるのか。全ての医療機関が対象になるのか。

（事務局）

来年28年4月からの実施に向けて進めているところである。全ての医療機関が対象というわけではなく、当面は試行的に一部の医療機関に受け入れていただくよう、お願いすることになる。

《学識経験者》

医療機関における資格確認業務は委託費が生じるのか。

(事務局)

委託費は生じない。これから起こりうる課題を整理した上で、医療機関と協力して事業を進めていきたいと考えている。

《事業主代表》

過去は家族に1枚だった保険証が、現在は加入者一人につき保険証1枚となっている。このことも喪失後受診が無くならない一因だろうか。

(事務局)

それはあると思う。保険証を一人1枚携帯できれば便利ではあるが、証の早期回収の周知が行き届かず回収不能となる面も否定できない。早期回収の周知については、広報紙や研修会等の機会をみて積極的に広報している。また、一部医療機関が対象ではあるが資格確認業務を実施していくことになるし、将来的にはマイナンバー制度の活用も見据え対応していくことになる。

《学識経験者》

他支部の事例で、「ヘルスケア通信簿」「一社一健康宣言事業」など、事業所ごとの健康度合が分かる資料を作成の上、事業所にアプローチしている。岡山支部でも、こうした取り組みを事業計画に反映させているのか。

(事務局)

健康宣言等に取り組む事業所数の拡大、として事業計画に反映させている。どこに健康課題があるのかを事業所にお示しし、健康経営に取り組んでいただけるように事業所訪問等を考えている。事業所へ持参する資料は、どのような付加価値を付けられるか検討を重ねているところである。

《学識経験者》

健康宣言に取り組む事業所をどの程度に拡大するのか。

(事務局)

日本健康会議の活動指針における宣言5では、健康宣言等に取り組む企業を1万社以上にすると目標を定めている。岡山支部の規模から換算して、200社程度を目指していく。

《学識経験者》

調査事業における質問設定で、レセプトデータ以外から見える加入者の受診行動に関することは、具体的にはどういう質問設定を想定しているのか。

(事務局)

特定の地域に住んでいる人が、どういう医療機関のかかり方をしているか、といった質問設定である。どういう質問設定なら有効な回答が得られるか、分析はどのように進めるべきか、詳細については外部事業者のノウハウを反映させたり、大学の有識者の方の意見もお伺いしたりしながら質問を設定したいと考えている。

《被保険者代表》

お試し調剤としてジェネリック医薬品に変更する際には、医師の同意が必要なのか。

(事務局)

お試し調剤として短期間薬を変更することについては、医師の同意は必要ない。また、先発薬をジェネリック医薬品に変更することについては、医師が処方箋にジェネリック医薬品への変更不可のコメントを付記しない限り、変更しても差し支えない。

《事業主代表》

ジェネリック医薬品の使用については、事業所に対する何かインセンティブがあれば、事業所が積極的に使用促進に励むのではないか。

(事務局)

ジェネリック医薬品の使用促進により、医療費の支出が減り、保険料率の抑制に結びつく、そして事業所が負担する保険料も軽減される仕組みにはなっている。確かに、事業主から加入者に直接ジェネリック医薬品の使用について呼びかけていただくことは、使用促進に理解を得られやすいと考える。

《学識経験者》

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせはどのような状況か。

(事務局)

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせは、平成 27 年度は平成 28 年 2 月の実施も含めて 2 回実施することになる。平成 27 年 8 月に実施したアンケートは、この通知を送付してもなお未切替の方に対して実施したものであり、平成 28 年度はアンケート結果を踏まえた事業に取り組んでいく。

- 議題（1）について、平成 28 年度事業計画における重点事項については、全会一致で承認された。

議題（2）平成 28 年度保険料率について

事務局から、平成 28 年度保険料率について資料に沿って説明。

【主なご意見】

《事業主代表》

医療技術が高度化しているが、それも医療費が増加している要因だろうか。

(事務局)

医療技術の高度化や高齢化が、医療費の伸びの要因の一つとして考えられる。安全性・有効性が認められれば、先進的な治療を保険の対象とすることができるが、医療費の増加にもつながるとの考え方である。ただし、国民医療費の伸び率は毎年 3%程度であった

ものが、ここ数年は伸び率が低い水準で抑えられている状況である。

《事業主代表》

景気動向における 3 か月先の見通しを聞かれても、見通しが困難だ。保険料率を考える上でも、同様に見通しが困難だと感じる。

(事務局)

評議員の皆さまには、準備金残高、激変緩和措置、また加入者の増加率等の統計的な数字を出来るだけお示しした上で、総合的にご判断いただくことになる。

■議題（2）について、平成 28 年度保険料率について、全会一致で確認された。